

まちづくりを知る！知らせる！学生まち活リポーター2024 募集要領

リポーター募集期間

令和6年5月7日（火）～令和6年10月31日（木）

事業の趣旨

弘前市では、平成27年4月から「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を施行し、弘前市民の幸せな未来のために、市民の方にも主役になってもらい、みんなが一緒になってまちづくりに取り組んでいます。

この度、当市の優位性のひとつであり、まちづくりの主体（担い手）に位置付けられている「**学生**」のまちづくりへの参加促進、市内で行われている様々なまちづくりを幅広く市内外にPRすることを目的として、学生の「**まち活（まちづくり活動）リポーター**」を募集します。リポーターとしてまちづくり活動（以下、まち活という）に参加し、活動の魅力を紹介するレポート文を作成してみませんか。「まちづくりをこれから知りたい」「レポートに興味がある」という学生の方も大歓迎です。

《まち活（まちづくり活動）とは》

ボランティア活動や町会活動、イベント等の、「まちをより良くするために行われている活動」のことをいいます。市内では、福祉や教育、子育て支援、伝統文化の継承など、幅広い分野のまち活が行われています。

《リポーター活動の魅力》

・まちづくりを知る

リポーターとして市内のまち活に触れることで、今まで知らなかった弘前を知ることができ、自身の進路選択や、今後やりたいことを考えていくうえでのヒントを得る機会となります。

・まちづくりを知らせる

今後、より多くの市民の皆さんにまち活に関心を持ってもらい、参加していただく必要があります。現場を見てきた学生の皆さんならではのレポートが、市民の皆さんがまち活を知り、関心を持つきっかけづくりにつながります。

参加申込について

1 リポーター資格

- 1) 市内の「高等教育機関（大学など）または高校（以下、教育機関）」に在学する人
- 2) 市内に居住し、市外の教育機関に在学する人

※個人、グループ（3名以内）のどちらでも応募可能。ただし、個人とグループの二重申込みはできません。（個人が複数のグループに所属することもできません。）

- 2 参加費…無料（参加するまち活によっては、入場料・参加料が発生する場合があります）
- 3 リポーター申込方法

以下のア、イのいずれかの方法で、令和6年10月31日（木）までにお申込みください。

ア Webの申込フォームでの申込み

右記QRコードを読み込み、必要事項をご入力ください。



イ 紙のエントリーシートでの申込み

必要事項を記入し、下記担当まで郵送または持参により、末尾に記載されている事務局にご提出ください。エントリーシートの用紙（チラシ）は、市ホームページからダウンロードできるほか、市内各公共施設にも設置してあります。

リポーター活動の流れ

※令和6年5月7日（火）～令和7年2月28日（金）の期間での活動となります。

①まち活にリポーターとして参加

リポーターにお申込みの方に、事務局から順次ご連絡いたします。レポートするまち活については、リポーターが希望する活動の分野、参加可能な日程等をお聞きしたうえで、事務局からご紹介します（必ずしもご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください）。まち活に行った際は、お持ちのスマートフォンやカメラで、活動風景の写真も撮影します。

②レポート文、活動写真の提出

まち活に行った後は、まち活の当日から14日以内に所定の様式でレポート文を作成し（手書きも可）、活動の写真と併せて事務局に提出します。レポート文はデータをメールでご提出いただくか、事務局に現物を直接ご提出ください（写真は、できるだけデータでお送りください）。提出1件につき、1チーム1,000円分の図書カードを進呈します。

※レポート文の様式（記入例を含む）は、市ホームページからダウンロードできます。

③2回目以降のまち活のレポート

レポート文を提出後、翌年の2月28日（金）までの期間内であれば、複数回のまち活をレポートしに行くことができます。ご希望の場合は、事務局にお気軽にお知らせください。

※2回目以降もレポート文の提出1件につき、1チーム1,000円分の図書カードを進呈となりますが、図書カード進呈の上限は、1チームにつき最大5,000円（レポート文提出5件）までとします。

④レポート文の発信（※事務局スタッフが責任を持って行います）

市民の皆さんにまちづくり活動の魅力を知っていただくため、リポーターから提出されたレポート文と活動写真は、弘前市ホームページ、市民協働課 SNS にて公開します。

※掲載時のイメージは、市ホームページに掲載しています。

市 HP アドレス

https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/kihonjourei/machizukuri_katsudou_gakusei_2024.html



市 HP の QR コード

留意事項

- ◆レポート文に添付する活動風景の写真の被写体が人物の場合、被写体本人の承諾を得ること。
- ◆レポート文を市民等に公開する際、リポーターの氏名・学校名・学年は公表しますのでご了承ください。ただし、特にやむを得ない理由で公表を希望しない場合は個別にご相談に応じます。
- ◆執筆したレポート文について、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び二次的著作物に係る権利は市に帰属し、市が広報・広告活動等に活用します。
- ◆未成年者は保護者の同意を得て応募してください。（未成年者の方の応募は保護者の同意が得られているものとみなします。）
- ◆応募用紙に記入された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

《事務局（リポーター申込先）》

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1

※直接応募の方は弘前市役所前川新館2階までお越しください。

TEL：0172-40-7108（直通） メール：shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp